

承認案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第1号

専 決 処 分 書

大阪高等裁判所平成19年[REDACTED]配水管撤去等請求控訴事件に関し、
平成21年1月29日に言い渡された判決に対して不服があるので、別紙のとおり
最高裁判所へ上告したいが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕
がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179
条第1項の規定により専決処分する。

平成21年2月9日

天理市長 南 佳 策

上告の提起及び上告受理の申し立てについて

大阪高等裁判所平成19年 [REDACTED] 配水管撤去等請求控訴事件に係る平成21年1月29日の判決に対し、不服があるので下記のとおり上告の提起及び上告受理の申し立てを行うものとする。

記

1 当事者

奈良県天理市川原城町605番地

上告人兼上告受理申立人 天理市

代表者 天理市長 南 佳 策

奈良県 [REDACTED]

被上告人及び上告受理申立ての相手方 [REDACTED]

2 配水管撤去等請求控訴事件の概要

控 訴 人 [REDACTED]

被控訴人 天理市

代 表 者 天理市長 南 佳 策

被控訴人 天理市水道局

代 表 者 天理市水道事業代表者天理市長 南 佳 策

天理市 [REDACTED] (地目宅地地積742.85㎡)の土地に、天理市水道局の上水道給水本管(以下「配水管」という。)が埋設、占有していたことにつき、控訴人に将来の撤去費用及び過去の占有料の支払いを提示し、慰謝料については支払えない旨を回答した。

土地の所有者である控訴人(持分8分の5)は、これを拒否して調停を申し立て、その後天理市及び天理市水道局を被告として配水管の撤去並びに占有料及び慰謝料を求める訴訟を平成19年1月30日に提起し、その判決を不服として控訴した。配水管は、訴訟提起の前に通水を止め、その内部にコンクリートミルを充填した状態で残存している。上水道給水本管は、公道地下へ移設(新設)した。

3 控訴の趣旨の概要

(1) 当該土地に埋設している配水管の撤去

(2) 控訴人に対し、占有料を支払え。

(3) 控訴人に対し、慰謝料を支払え。

4 控訴事件の判決の概要

(1) 被控訴人天理市は、控訴人に対し125,000円を支払え。

配水管の通水使用につき本来得られたはずの占有使用料を受けることができなかったことへの損害賠償の支払い。

(125,000円は、昭和44年から平成18年までのうち除斥期間により消滅した期間を除く20年に土地使用料相当損害金年額1万円を乗じ、持分8分の5を乗じた金額。)

(2) 被控訴人天理市水道局に対する訴えをいずれも却下。被控訴人天理市に対する占有料以外の請求をいずれも棄却。水道局に対する請求については、水道局は天理市が経営する地方公営企業であるため、請求権の相手方は天理市と解され、水道局は被告適格を欠き、水道局への訴えは、却下。配水管の撤去については、現在に至るまで配水管の埋設が土地使用に支障を来していないこと、通水が止められ、コンクリートミルで充填され破裂等の危険がないこと、撤去のためには配水管上の建物（貸店舗）の一時移転、営業補償等が必要であることから、権利の濫用として請求は認められない。慰謝料については、配水管による占有に基づく慰謝料の賠償に相当する精神的苦痛の発生を認めるに足りないとして棄却。

5 上告の趣旨

(1) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 上告受理申し立ての趣旨

(1) 本件上告を受理する。

(2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

専決第2号

専 決 処 分 書

景気後退下での市民の不安にきめ細かく対処するための緊急支援として実施する定額給付金給付事業及び多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から実施する子育て応援特別手当交付事業を実施するため、平成20年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年2月16日

天理市長 南 佳 策

平成20年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成20年度天理市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,769,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月16日専決

天理市長 南 佳 策

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 1,868,815	千円 1,167,350	千円 3,036,165
	2 国庫補助金	178,142	1,167,350	1,345,492
歳 入 合 計		22,601,975	1,167,350	23,769,325

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,154,177	1,125,710	4,279,887
	1 総務管理費	2,463,760	1,125,710	3,589,470
3 民生費		7,579,687	41,640	7,621,327
	2 児童福祉費	2,995,485	41,640	3,037,125
歳 出 合 計		22,601,975	1,167,350	23,769,325